

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集  
第 51 集 (2018年度) 2019年 3月発行 : 127-142

# 戦後大学改革における外国語教育の「補助科目」化

—大学基準協会内の言説に基づいて—

樊 怡 舟



# 戦後大学改革における外国語教育の「補助科目」化

—大学基準協会内の言説に基づいて—

樊 怡 舟\*

## 1. はじめに

大学設置基準大綱化以来、学士課程カリキュラム再構築が大学教育改革の重要な課題になっている。中でも、国際的に活躍のできる人材育成に対する要望を受け、外国語教育のあり方やICTを活用した教授法の開発などに関する研究が増加している（例えば、茂木、2014；壇辻、2011；田中、2014など）。

一方、学士課程カリキュラム再構築の中で、教養教育における外国語教育の位置づけが曖昧であることが表面化している。外国語教育の目的を言語習得とした場合、現状では、多くの大学において外国語教育、特に初修外国語（英語以外の外国語）の単位数が大きく減らされており（山取、2005）、言語修得を学修目標にするのは非現実的な話となっている（清水、2014）。そのため、大学のカリキュラムに外国語教育は必要ないという「不要論」も登場している（田畑、1997）。これに対し、外国語教育が持っている語学修得以外の学修目標のあり方についての研究では、いずれも外国語教育が言語修得のみを学修目標としているのではなく、文化理解などの教養的意義づけも持っていることを訴え、従来の訳読式の授業を変える必要性について論じている（武田、2005高田、2006などが挙げられる）。しかし、これらの研究は個別の授業実践に基づく主義主張であり、外国語教育を教養教育のどこに位置づけるのかというカリキュラム論の視点にかけている。つまり、外国語教育と教養教育との関係が相変わらず極めて曖昧であるといえよう。その結果、外国語教育についての改革が進められているが、いずれも異文化理解などの意義づけを掲げつつ、言語修得のみを学修目標と設定しているという、科目の意義づけと実際の学修目標の整合性がとれていない「ねじれ状態」にあると指摘されている（横山、2018）。なぜこのような状態となっているのだろうか。

カリキュラムにおける外国語教育の位置づけが曖昧である要因は、戦後改革までさかのぼることができる。具体的には、1950年の大学基準改訂により、外国語教育が一般教育から排除され「補助科目」という独立した区分に位置づけられるようになり（以下「補助科目」化）、それから大綱化まで一般教育カリキュラムの外に位置づけられてきたことがあげられる。すなわち、外国語教育にまつわる現在の諸問題は「戦後ますます形骸化を深め」てきた結果であると指摘（岩崎、2007）されているように、戦後、補助科目として位置づけられ、教育学修活動がなされていたにも関わらず、大綱化をへて教養教育の中に位置づけられ、さらにその際に教養教育としての外国語教育についての十分な議論がなされなかったことに一因を見出すことができると考えられる。それでは、なぜ、

\* 広島大学大学院教育学研究科教育学習科学専攻（高等教育学）

戦後改革の中で、外国語教育は「補助科目」化されたのだろうか。実はカリキュラムに関する歴史研究において、「補助科目」化という外国語教育の位置づけにまつわる謎が「一般教育概念の枠組みを考える上において」の重要課題と認識されている（友松・杉山，1980）。しかし、実際に「補助科目」化に触れた研究は少ない。

その中で、代表的な研究として寺崎（1980，2011）と土持（2006）の研究が挙げられる。これらの研究では、三系列均等履修原則を採用した1950年の大学基準改訂の特徴として、外国語教育の「補助科目」化について言及している。寺崎（1980）は、外国語教育の「補助科目」化に関して1950年大学基準協会総会で起きた論争の一部を整理したうえで、主に一般教育と外国語教育の理念に着目して次の三点を確認した。即ち、①補助科目化という「外国語教育観が大学基準協会」にあること、②外国語教育が「人文科学全体を代替しうる」という考え方が排除されたこと、③外国語教育の「一般教育的属性」が完全に否定されたわけではないこと。そのうえで、上記の三点は互いに「アンバランス」で「相互矛盾」しているところがあって、「相互に相当の説明」が不可欠と指摘し、外国語教育の「補助科目」化に対してさらによきめ細かく議論する必要があると課題を残した。しかし寺崎（2011）では、上記の課題に対するさらによきめ細やかな分析がされておらず、「補助科目」化の経緯が依然として不明なままである。

そこで本稿は寺崎らの研究を踏まえて、1950年の大学基準改訂において外国語教育が突然に一般教育から外された経緯を明らかにすることを目的とする。そのために、改訂が決定される直前に起きた総会での論争だけでなく、1947年の大学基準協会創立以降における、大学基準協会における外国語教育に対する認識の変遷を注目する必要がある。具体的にその期間で公表された大学基準協会会報及び大学基準協会資料を中心に、そこに記録されている外国語教育のあり方に関する言説を整理し、各言説がどの部会の意見なのかを意識しながら、外国語教育の位置づけに対する理解の急変と大学基準協会内の議論体制の変化との関係进行分析する。そのうえで、「補助科目」化の目的について検討する。

なお歴史的背景を尊重するために、本稿では「教養教育」ではなく、「一般教育」という用語を用いることとする。また1953年まで「一般教育」のほか「一般教養科目」という概念も混用されており、両者の意味合いや中身は必ずしも同じとは限らないが、本稿の課題とさほど関連性がないため、「一般教育」という用語に統一する。但し、引用する箇所では、原文が「一般教養科目」である場合、本稿も「一般教養科目」と表記する。

## 2. 「補助科目」化と大学基準協会

「補助科目」化の経緯と因果関係を整理するために、まずそれはいつ、どこで決めたものなのかについての事実関係を確認する。

寺崎（1980）が確認したように、「補助科目」化の議論は大学基準協会の内部で起きていた。大学基準協会は、アメリカのアクレディテーション団体をモデルに、1947年、当時の国・公・私立大学46校を発起校として設立された自立的な大学団体である。1954年には、大学基準協会と並行して

「強い拘束力」を持つ文部省大学設置基準研究協議会が設立された（吉田，2013，90頁）が，それまでの期間，カリキュラムを含めて新制大学のあり方についての議論は主に大学基準協会のなかで行われていた。このような時代背景から判断しても，「補助科目」化についての大学基準協会内の議論を検証することで手がかりが得られると考えられる。

次に時期について，管見の限り，大学基準協会の関連資料の中で最も早く「補助科目」化を主張したのは1949年7月に刊行した『大學に於ける一般教育』（大学基準協会，1949a）であり，作成者は大学基準協会の一般教育研究委員会である。しかし1949年11月に刊行した『大學基準協會定款・大學基準・大学院基準』（大学基準協会編，1949b）の中では外国語教育がまだ一般教育の下に置かれている。そして寺崎（1980），田中（2003）などの研究が確認したように，1950年7月改訂の『「大學基準」及びその解説』（大学基準協会編，1950b）では外国語教育が一般教育から正式に除外されている。つまり外国語教育の「補助科目」化という方針は1949年11月前後にあらわれ，1950年7月に正式制度として決められたと確認できる。

### 3. 大学基準協会における議論体制の変化

大学基準協会はその下に常置の基準委員会（大学基準協会の結成と同時に設置）のほか，議題に応じて臨時委員会が1947年10月から多数設置され，それぞれの議論を担当していた。しかし一般教育に関する臨時委員会が設置されたのは1948年2月で，それまで，外国語教育も含めて一般教育に関する議論は各専門教育の議論を担当する臨時委員会などで行われていた。一般教育研究委員会の設置後，各臨時委員会での議論が集約され，まとまった議論がされるようになった。しかし，外国語教育のあり方を専門的に議論する臨時委員会は設立されなかった。

そこで，本稿では，外国語教育の議論を各臨時会が設立し始めた1947年10月と，一般教育研究委員会が成立した1948年の2月を境として，外国語教育の議論を三つの時期に分けて整理する。三つの時期にわたる言説の変遷は各担当部局の外国語教育ないし一般教育に対する認識の相違を反映していると考えられる。それぞれの時期において，外国語教育についてどのような議論が出されたのか，具体的にどのような意見が出されたのかについて，各部会の言説を整理したうえで表1にまとめた。表1に基づいて，それぞれの時期について次のような分析ができる。

#### ①初代の大学基準の意見

1947年7月に公表された初代の大学基準が，計二か所で外国語教育の位置づけについての規定に初めて言及している。すなわち，外国語教育を一般教育の人文科学科目として大学が用意しなければならないこと（大学基準協会編，1947b，5頁），「一般教養科目中外国語教育一科目を含め」「三つの系列に互つて夫々二科目以上合計九科目以上を履修」（大学基準協会編，1947b，7頁）というように第一外国語を必修科目としていることである。初代の大学基準は外国語教育などの具体の科目に対して，科目の意義づけ，授業のあり方などカリキュラムの細部まで言及していない。

細部についての見解を提示したのは，公表された大学基準に掲載された大学基準に対する解説（大

学基準協会編, 1947b, 15-29頁)の部分である。そこでは新制大学の性格, 大学の組織形態, 一般教育の重要性, カリキュラム編成などについてその在り方が綱領的に示された。

表1 各時期の議論の変遷

時期区分	議論の構造	担当部会		議論の結果(まとめ)
1947/10 まで	綱領的に新 制大学の理 念を確認	名称	基準委員会	* 一般教育が重要であることを確認 * 外国語教育を人文科学の一つとして一般教育に位置づけている * 外国語一科目を必須としているが、単位数に言及していない
		設立目的	大学基準案の制定	
		設立年月日	1947/7/29	
1947/10 から 1948/02 まで	各専門学部 分科委員会 による分断 的議論	名称	社会事業学部委員会	* 一般教育は36単位以上 * 外国語教育について言及していない
		設立目的	社会事業学部基準の共通研究	
		設立年月日	1947/10/11	
		名称	家政学分科委員会	* 外国語教育を人文科学の一つとして一般教育に位置づけている * 単位数などに特に言及していない
		設立目的	家政学部基準の共通研究	
		設立年月日	1947/10/19	
		名称	新聞学部基準委員会	* 専門教育は「基礎」「実務」「特殊研究」に分けている * 外国語は専門教育の基礎部門に属している(「新聞外国語」) * 一般教育、専門教育のほか選択科目というカテゴリーがあり、「新聞語学(第二外国語)」がそれに属している
		設立目的	新聞学部基準の制定	
		設立年月日	1947/12/5	
		名称	獣医学部委員会	* 一般教育を大学の四年間の外に置くべきと主張 * 一般教育「必修」・「選択」・「選択随意」と分類 * 「必修」は「物理学」「植物学」など専門基礎に近い科目 * 語学(英語)は「必修」で、最初の三年間に12単位を課す
		設立目的	獣医学部基準の制定	
		設立年月日	1947/12/23	
名称	医学部委員会	* 一般教育をカリキュラムに編入せず * 入試資格に「人文科学 十二単位 内外国語は普通読書力程度とする」と規定		
設立目的	医学部基準の制定			
設立年月日	1947/12/6			
名称	薬学部委員会	* 言及していない		
設立目的	薬学部基準の制定			
設立年月日	1947/11/20			
名称	歯学部委員会	* 一般教育をカリキュラムに編入せず * 入試資格に「人文科学 十二単位」と規定しているが、外国語教育のことに特別に言及していない		
設立目的	歯学部基準の制定			
設立年月日	1947/12/4			
1948/02 から	一般教育研 究委員会に よる統括的 議論	名称	一般教育研究委員会	* 外国語教育の「補助科目」化
		設立目的	(注)	
		設立年月日	1947/2/6	

(注) 『大學に於ける一般教育』(大学基準協会,1949a)によれば、一般教育研究委員会の目的は「一般教育目的、方法及び組織等に関する一般的事項を研究するとともに此の趣旨を周知徹底させる方策を考究する」ことにあるという。

出典：大学基準の内容について大学基準協会資料1を参考、各部会の名称等の情報及び各委員会の言説は『大學基準協會會報』2・3を参考の下で作成

一般教育の編成の仕方に対する解説(大学基準協会編, 1947b, 22-24頁)において、基準通りに一般教育科目を提供するために、大学側が相当努力しなければならないということを強調するために、例として外国語教育について次のように言及している。

「大学の授業科目は、一應一科目四単位の割合で最低水準を決めている」が、「実際に」「例えば語学の如きは」「一科目少なくとも十六単位から二十四単位」が必要である。そうすると大学基準によって十五科目以上の一般教育科目を提供すべきとされた文科系の大学では、「恐らく百語六十単位分量の講義，実験又は演習を用意しなければならない。というのは，外国語に「近代語あり古典語あり」，その「うち最小限数箇國語を用意するとすれば」，それだけで「百単位程度」。「しかし學生に對して選擇の幅を十分に與えるような内容の充実」が望ましい。

これらの言説より，第一期において議論を担当している基準委員会が外国語教育カリキュラムに対して，次のような認識を持っていると言える。すなわち，①外国語教育が一般教育の人文科学に位置づけられていること，②単位数が正式に決まってないが，一つの言語を修得するのに16単位以上が要ること，③それほど多い単位数を整備するのが難しいが，各大学がそれに向けて努力すべきということ，である。

## ②各専門学部分科委員会の意見

基準委員会が大学基準を通して確認した新制大学の性格と一般教育の重要性を受け継ぎながら，カリキュラムの細部まで本格的な議論を担当したのが，1947年10月より設置され始める各専門学部分科委員会である。表1でまとめたように，各専門学部分科委員会の議論はそれぞれ各専門教育の事情本位で進められており，一般教育に関して基準委員会の構想との間にかなり隔たりが存在していることがわかる。また，各専門学部分化委員会での一般教育に関する議論は，委員会間で分断されていた。

具体的に言うと，まず，医学系（医学，歯学，獣医等）の委員会は基本的に，一般教育を大学四年間のカリキュラムに入れることに抵抗している。例えば獣医学部委員会は，専門教育だけで四年間のカリキュラムがうまるため，一般教育はカリキュラムの外に置くべきという旨を主張している（大学基準協会編，1947a，20頁）。最終的に，獣医学部が一般教育をカリキュラムに入れる方向に議論を変更するが，医学と歯学の委員会は四年間のカリキュラムのすべてを専門教育に充てることが許されて，その二つの委員会報告書からも確認できるように，別の学部で一般教育を既修した者のみに入学資格を与えるという形で，外国語教育も含めて一般教育の存在を確保しながらもカリキュラムから排除した。（大学基準協会編，1947a）

また，外国語教育，一般教育と専門教育との位置づけについても，各委員会が異なる認識を見せている。中でも獣医学部の構想と新聞学部の構想が特有である。

獣医学部の場合，前述したように一般教育の導入に強く抵抗しているが，「現下本邦の情勢に於て，大學教育に統一」するために一般教育をカリキュラムに入れることを受け入れた（大学基準協会編，1947a，20-21頁）。しかし，人文科学，社会科学，自然科学という三系列ではなく，必修，選択（なるべく履修）と自由選択という履修方式上のカテゴリーで一般教育の科目を区分している。授業科目の内訳をみると，三系列でいうと自然科学の授業が大半を占めており，専門基礎教育という位置づけになっていることがわかる。特に必修科目というカテゴリーが「物理學」「化學」「動物學」「植物學」と「外國語（英語）」という五科目から構成している。そのなかの「動物學」そして「植物學」

について、「生物學汎論と相當するもの」という説明があり、それらの科目は実質的に専門基礎科目とされている（大学基準協会編，1947a，20-21頁）。したがって、これらの科目と同じく「必修科目」とされた「外国語（英語）」も恐らく専門基礎科目として認識されていることが推測できる。

新聞学部の場合、外国語教育をそもそも一般教育に入れていない。新聞学部の構想によれば、カリキュラムは「一般教養科目の内容」、「専科目の内容」（「専門科目」の誤記と思われる）と「選擇科目」から構成されている。そのうち、一般教育が更に「人文科學」、「社会科學」と「自然科學」からできており、専門教育もさらに「基礎部門」、「實務部門」と「特殊研究部門」に細分されている。外国語教育は第一外国語が「新聞外国語」という名称で専門教育の「基礎部門」に属しており、第二外国語が選択科目に入っている。残念ながら、専門教育を三つの部門に細分する根拠などについての解釈が見当たらないため、具体的に新聞学部委員会の外国語教育への認識がどうであったのか、不明な部分もある。しかし、その認識は基準委員会の構想とは別物で、特に第一外国語教育を専門基礎教育と位置づけしていることが確認できる（大学基準協会編，1948a，22-23頁）。

獣医学部と新聞学部の例からいうと、一般教育研究委員会が成立する以前に、外国語教育を一般教育というより専門基礎教育に位置づけた議論がすでに存在していることが確認できる。しかしここで指摘しておきたいのは、外国語教育を一般教育と認識しない点に関しては、後の一般教育研究委員会の認識と似ている部分もあるが、本質的に両者は全く異なる議論である。獣医学部委員会であれ、新聞学部委員会であれ、従来なかった一般教育のあり方にさほど興味がなく、あくまでも専門教育を本位で議論し、結果として外国語教育を一般教育として位置づけけないという結論に至っている。対して一般教育研究委員会は、一般教育というものを本位で論じ、一般教育三系列のいわゆる「バランス」を確保するために、積極的に外国語教育を排除したのである。この点については次の節で詳しく論じる。

総じていうと、いずれの専門学部分科会も議論の軸が専門教育にあり、外国語教育ないし一般教育に対してそれほど興味を示しておらず、そして各自で議論を展開し、結果的に一般教育が分断的に議論されていた。

### ③議論の一般教育研究委員会への移行

実は一般教育が各専門分科委員会によって分断的に議論されているときに、全学共通という一般教育の属性が保たれないという懸念が大学人の中に存在していた。例えば「新制大学と一般教育」という講演を行なったマッグレール氏に対し（日時について明記していないが、『大學基準協會會報』第2号（大学基準協会編，1948a）1-9頁 に掲載しているので、1947年5月より前であることが確認できる）、「一學年より學部別に學生を分けることは一般教育の原理からして適當ではないと思うが如何」という質問が出され、氏は「同感」と答えている（大学基準協会編，1948b，50頁）。そんな中、「一般教育目的、方法及び組織等に関する一般的事項を研究するとともに此の趣旨を周知徹底させる方策を考究する」ことを目的とした一般教育研究委員会が1948年2月に設立された。「従来文科系と理科系とそれぞれ分けて基準を定めたのを一般教育の本質上これを一本にした」（大学基準協会編，1949a，13頁）という第五回総会における基準委員会の加藤委員長の発言から確認できる



ように、一般教育に関する事項が一括的に議論されるようになった。徐々に一般教育に関するすべての事項が一括で議論されるようになり、大学基準協会内の一般教育に関する言説も一般教育研究委員会の意見を軸に収斂していった。

各委員会の一般教育に対する意見が徐々に統一していくという趨勢は、獣医学部委員会における言説の変遷からよくわかる。

一般教育研究委員会ができる前に、前述したように、獣医学部委員会は一般教育をカリキュラムに入れることに強く抵抗し、一般教育を「必修」・「選擇（なるべく履修）」・「自由選擇」から構成する案が1947年11月22日に基準委員会の許可を受け、1947年12月15日に臨時総会にて獣医学教育基準として承認された（大学基準協会編，1950a，10-12頁）。しかし、一般教育研究委員会の設立後、獣医学教育基準が改訂され、改訂案は1948年11月30日に承認されている。改訂版では、獣医学部委員会は、一般教育に対する「必修」・「選擇（なるべく履修）」・「自由選擇」という独自の区分をあきらめて、大学基準と同じく「人文科學」・「社会科學」・「自然科學」という三系列で一般教育を区分し直している（大学基準協会編，1950a，10-12頁）。しかし、完全に大学基準と同調したわけではない。獣医学部委員会は形式上一応「人文科学」・「社会科学」・「自然科学」で一般教育を区分し直したが、それぞれの系列がさらに「必修」と「可成設置」という二つのカテゴリーに細分されている。内訳を詳しくみると、三系列の中で必修に分類された科目は相変わらず「物理學」「化學」「動物學」「植物學」と「外國語」の五つで、そして「社会科學」に「必須」とされた科目が一つもなく、カリキュラムの内容は改訂前とさほど変わっていない。

一方、外国語教育を専門教育の中に入れるなど、大学基準とかけ離れた意見を持つ新聞学部委員会の案は1948年1月27日に新聞学教育基準として承認された後、改訂が要求されていない。これはおそらく新聞学教育基準は、内容的に大学基準とかなり異なっているが、形式的に大学基準と同じく三系列で区分しているからであると考えられる。すなわち、当時、各専門学部委員会は、一般教育カリキュラムに関して、内容はともかく、「人文科学」・「社会科学」・「自然科学」という三系列から構成するという形式上の統一だけが強く求められていることが明らかである。

その後、一般教育は形式とともに内容上の統一も求められるようになった。1953年に『大学教育における分科教育基準集』（大学基準協会編，1953a）が正式に刊行され、一般教育に関しては「必ず『大學基準』を参照」するとなり、各専門学部委員会では一般教育に関する議論を扱わなくなった。そして、一般教育に関する議論はすべて一般教育研究委員会へ移行した。

本節で分析したように、外国語教育が「補助科目」化されるまでの大学基準協会において、外国語教育ないし一般教育に関する議論体制は次のようになる。即ち、一般教育については、まず初代大学基準によって綱領的に議論の方向が示され、その後各専門学部分科会によって専門教育本位で分断的に議論され、1948年2月から徐々に一般教育研究委員会によって一括的に議論されるようになった。

このような議論体制の変遷とともに、大学基準協会の外国語教育への認識も変化していった。1947年初代の大学基準を作った基準委員会は、大学側にとって外国語教育の整備が特に難しいが、努力していかなければならないことであるとしていた。しかしその後、各専門学部委員会が外国語教育

に対してさほど興味を示さずに専門教育本位で議論を進めた結果、外国語教育の位置づけについての認識が分かれた。次に一般教育の目的と内容を確立して周知させることを目的にした一般教育研究委員会が成立され、大学基準協会における外国語教育及び一般教育への認識がまた統一されていった。そして結果からいうと、その統一した認識がすなわち一般教育から外国語教育を排除するという外国語教育の「補助科目」化である。

では一般教育研究委員会はどのような理由づけで外国語教育を一般教育から排除したのか。次節では一般教育研究委員会の外国語教育に対する見解を整理したうえで、その目的を分析していく。

#### 4. 一般教育研究委員会による「補助科目」化への理由づけ

確認したところ、「補助科目」化に直接に言及しているのは、『大學に於ける一般教育（第一次中間報告）』（大学基準協会編，1949a）、「大学基準協会第五回総会議事抄録」（大学基準協会編，1950d，3-25頁）、「『大學基準』及びその解説（改訂版）」（大学基準協会編，1950b）、「大學に於ける一般教育（第二次中間報告）」（大学基準協会編，1950c）「大學に於ける一般教育（最終報告）」（大学基準協会編，1951）の計五点の資料である。一般教育研究委員会橋本委員長が発言下記のような発言をしている。

「外国語は大體道具的の意味が強い」…「廣い意味の専門科目，細かく言うと補助科目の性格を持ったもので」ある。さらに「語学は道具的な，補助的な意味が強いから，教養科目からはずすが至當である」。「外国語を人文科學に入れると，外国語だけで人文科學の最小限あるいは最低限の單位数がとれてしまう惧れがあり」，「三系列のバランスをとるのが無意味になつて来る」。

本節ではこれらの資料において、「補助科目化」の理由づけに関する言説を，外国語教育の目的に関する理念レベルとカリキュラム上の位置づけなど制度レベルの視点から整理した。結果は次の表2の通りである。

表2からわかるように，五つの資料にわたって，制度レベルの理由づけも理念レベルの理由づけも，その主旨がそれほど変わっていないが，分量的に制度レベルに対する説明が少なくなり，対して理念レベルに対する説明の割合が上がって，その内容も徐々に具体的になっている。

「補助科目」化について初めて言及した資料である『大學に於ける一般教育（第一次中間報告）』（大学基準協会編，1949a）では，制度レベルの理由づけをメインで論じていた。報告では，理念レベルの理由については2行程度の説明しかないが，残り3ページの内容はすべて外国語教育を一般教育に入れるのが学士号授与要件と矛盾するという制度レベルについての理由の説明に充てられている。

次に，「大学基準協会第五回総会議事抄録」（大学基準協会編，1950d，3-25頁）に記録された各会員大学とのあいだに繰り広げられる論争において，一般教育研究委員会の説明の中では，理念レベルの理由づけの分量が明らかに多くなっている。一方，表2にまとめていないが，会員大学側は，従来一般教育とされてきた外国語教育が急に専門教育であると決めつけられることに対して困惑を見せている一方，質問においては外国語の「補助科目」化が専門教育の單位数を侵食するのではないかという制度レベルの話が多いのである。しかしそういった懸念に対しても，一般教育研究委員

会が、理念レベルから外国語も「広い意味の専門教育」であるということを強調している（大学基準協会編，1950d，3-25頁）。

表2 理由づけの変遷

時間	タイトル	制度レベルの理由づけ	理念レベルの理由づけ	出典
1949年7月	大學に於ける一般教育（第一次中間報告）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 語学学習が困難で、単位数が相当多数であると判断</li> <li>* 一か国語8-12単位という計算で、二か国語必修とすれば、外国語教育最低でも16単位以上。残余された一般教育の単位数は僅か文系の場合16-24単位理系の場合、14-20単位</li> <li>* 大学基準では学士号授与要件として一般教育を少なくとも文系の場合は10科目、理系の場合は9科目を履修することを規定している。平均一科目4単位という計算で、残された単位はせいぜい6科目にしか充てられなく、二つの外国語科目を合わせたとしても、学士号授与要件に満たさない</li> <li>* そうすると形式に合わせるために一科目二単位のものを開設しなければならないが、「これは一般教育の精神からみてまことに不合理至極」</li> <li>* 一般教育全体の単位数を増やせば、専門教育とのバランスが崩れ、また学生の学習負担も過重になりかねない。「新制大学の性格をも歪曲することになる恐れが多分にある」</li> <li>* 外国語を専門教育に編入する可能性を提示し、そしてその場合では「種々の問題が生じてくる」ことについても言及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「一般教養科目の意味を十分持っている」が、大学においては道具的性格の一面もある</li> </ul>	大学基準協会資料6 p16-18
1950年6月	大学基準協会第五回総会議事抄録	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 一般教育36単位、「広い意味の専門」教育84単位というのは新制大学の性格による配分である。語学が専門教育の中に入れてもさほど専門教育の実施に差し支えないと認識している</li> <li>* 「外国語を人文科学に入れると、外国語だけで人文科学の最小限あるいは最低限の単位数がとれてしまう恐れ」があり、「そうなってくると一般教養の三系列のバランス」が崩れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「外国語が大體道具的の意味が強いで」一般教育から外す</li> <li>* 外国語教育は「広い意味の専門科目、細かく言うと補助科目の性格」を持っている</li> </ul>	大学基準協会資料6 p15-19
1950年7月	『大學基準』及びその解説（改訂版）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 外国語教育を人文科学に分類させると、「一般教育の精神たる三系列間の實質的均衡を破り、その本来の趣旨を没却することにもなる」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 一般教育的要素が相当含まれているが、「本来の目的からすれば、読み、書き、話すことを主眼とし、文學ろねらいどころを異にする」「道具的役割を演じ、準備的補助科目の性格を帯びているもの」である</li> </ul>	大学基準協会資料8 p17-18
1950年8月	大學に於ける一般教育（第二次中間報告）	* 同上	* 同上	大学基準協会資料9 p13-15
1951年9月	大學に於ける一般教育（最終報告）	* 同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 基本同上</li> <li>* 「初歩の語学は、全く機械的ドリルに終止する」と初修外国語を特別に取り上げ、その道具的役割を強調</li> </ul>	大学基準協会資料10 p33-34

第五回総会で一般教育研究委員会の案が可採され、『『大學基準』及びその解説（改訂版）』（大学基準協会編，1950b）では外国語教育の「補助科目」化が正式に決まった。ここでは『大學に於ける一般教育（第一次中間報告）』（大学基準協会編，1949a）と比べて、「補助科目」化の理由づけについての説明が大幅に短くなっている。その後の「大學に於ける一般教育（第二次中間報告）」（大学基準協会編，1950c）、および「大學に於ける一般教育（最終報告）」（大学基準協会編，1951）においても、基本的に『『大學基準』及びその解説（改訂版）』（大学基準協会編，1950b）と同じよう

に理念レベルと制度レベルからそれぞれ一言ずつ外国語の「補助科目」化について説明しているのみである。

以上の整理から見ると、「補助科目」化の理由は大学基準協会側が独自の「外国語教育観」（寺崎，1980）を持っているからであるというより，一般教育履修制度に合わせるという制度レベルの原因が大きいと考えられる。少なくとも，外国語教育が広い意味の専門教育であるという理念レベルの理由づけは，後から強調されるようになったものであると確認できる。

## 5. まとめおよび考察

### ①知見整理

本稿は大学基準協会内の議論体制の変化および外国語教育に関する言説の変遷から，外国語教育の「補助科目」化に至るまでの経緯を分析した。分析を通じて，なぜ外国語教育が急に「補助科目」化されたのかについて明らかになったことは，以下の2点である。

第1は，「補助科目」化の背景には大学基準協会内の議論体制の変遷という文脈がある。そのような議論体制の変化は外国語教育ないし一般教育への認識の変化を起し，最終的に「補助科目」化というカリキュラム上の急変を促す一因となった。議論体制の変遷という組織的な面から見ると，大学基準協会が「補助科目」化という「外国語教育観」を持っている（寺崎，1980）というより，一般教育研究委員会がそのような理念を持っている。さらに言うと，大学基準協会内では，そもそも明確な「外国語教育観」が存在していないのであり，各専門学部委員会にしろ，一般教育研究委員会にしろ，議論の中心は専門教育カリキュラムと三系列均等配分の確立にあり，「補助科目」化前後において外国語教育の位置づけが十分に議論されているとは言えない。

第2は，一般教育研究委員会は「補助科目」化について，それぞれ理念レベルと制度レベルから次のように二つの理由を述べている。すなわち，①理念上外国語教育は完全な一般教育ではないこと，②制度上は外国語教育を一般教育に入れると三系列均等配分が崩れかねないこと，である。一般教育研究委員会による説明内容の推移から見ると，「補助科目」化については一般教育履修制度に合わせるという制度レベルの原因が大きいと考えられる。少なくとも，外国語教育が広い意味の専門教育であるという理念レベルの理由づけは後から強調されてきたものである。

### ②ディスカッション

大学基準協会内の言説の変遷より得た知見を整理したうえで，外国語教育の補助科目化に対して次の2点に関して考察してみたい。

#### 1) 「補助科目」化の影響——外国語教育についての議論の不在

寺崎（1980）が指摘したように，外国語教育の「補助科目」化というカリキュラムの激変に対して「周到・厳密な議論がなされたとは見られない」。これまでみてきたように，「補助科目」化に限らず，そもそも大学基準協会内では外国語教育に対して十分な関心が払われていない。一般教育が各専門学部委員会によって分断的に議論した時期では，すべての議論が専門教育を本位で行われて，

外国語教育は言及される程度しかない。また議論の主体が一般教育研究委員会に移行してからも、基本的には一般教育の理念と制度からカリキュラムについて議論を行っており、外国語教育に注目してその特徴や歴史文脈等に基づいた議論は展開されていない。

また、一般教育研究委員会は外国語教育の「補助科目」化のための取り組みについてほとんどふれていない。例えば、「補助科目」化がまだ正式に決定しない段階で公表された「大學に於ける一般教育（第一次中間報告）」（大学基準協会編，1949aの39-135頁）では、一般教育研究委員会が一般教育三系列のそれぞれに属している「歴史」、「地理」、「数学」、「物理」などの科目について、教科別に授業目的及びコースプランを提示しているが、外国語教育はその中に入っていない。

「補助科目」化後、外国語教育が一般教育から外されたが、それを担当する分科会は設立されておらず、また『大學基準協會會報』を確認したところ、一般教育研究委員会も外国語教育のあり方について議論しなくなっている。すなわち、外国語教育を集中で議論する場所がそれから長い間欠落している。議論主体の喪失により、外国語教育に関する議論が著しく減っていった。また数少ない外国語教育に関する言説から見ても、外国語教育に対する問題意識は「外国語は一二四単位内で履修させるためにその教授法の改善を要する」（大学基準協会編，1954，45-53頁）などのように教授法のほうに移っている。外国語教育の位置づけと意義づけについての議論は欠落したままである。

## 2) 専門基礎教育の出現

すでに分析したように、三系列均等配分という一般教育の構造を保つというのが「補助科目」化のメインの要因であるが、結果的に三系列均等配分は保たれていない。1956年から文部省が制定した大学設置基準では、一般教育に関して、8単位を「専門基礎科目」に振り替え可能な単位とした（吉田，2003，90頁）。さらに1970年の大学設置基準改訂で振り替え可能な単位数を12単位に増やした。結果、特に理工系の学部が専門教育の基礎段階にあたる科目を一般教育として学生に履修させるようになり、三系列均等配分という一般教育の構造は事実上形骸化してしまった。つまり、外国語教育を一般教育から外したものの、三系列均等配分という当初の狙いが結局実現できていない。

## ④今後の課題

本稿は歴史的アプローチを用いて外国語教育の「補助科目」化の経緯を整理して、その目的を分析したが、いくつかの課題が残っている。

まず、本稿は大学基準協会の公表資料に基づいて、「補助科目」化の経緯を整理したが、一般教育研究委員会内具体的にどのように「補助科目」化について発議して、議論したのかという肝心な問題に答えきれていない。今後、大学基準協会の会議録などの資料で細かく検証していく必要がある。

また、本稿の研究対象が大学基準協会に限られているので、必ずしも十分に当時の状況を考察できているとは言えない。これから外国語教育に対する言説をより全面的に把握できるように、教育刷新委員会や私立大学協会など対象をさらに広げていく必要がある。

そして、本稿は政策制定者の認識という視点から外国語教育の変遷をとらえていたが、政策の変遷は実際に現場のカリキュラムにどのようにインパクトを与えているのかというのかについて分析できていない。当時の教育現場では外国語教育がどのように認識されているのか、その認識が外国

語教育制度の変遷からどのような影響を受けているのかなど、今後はさらに教育現場における認識という視点から外国語教育の変遷をさらに明らかにしていきたい。

## 【参考文献】

岩崎克己（2007）「日本の大学における初修外国語の現状と改革のための一試案」『広島外国語教育研究』第10号，広島大学外国語教育研究センター，57-83頁。

清水まさ志（2014）「生涯学習と第二外国語教育——第二外国語教育の質的転換を目指して」『富山大学地域連携推進機構生涯学習部門年報』16 富山大学地域連携推進機構生涯学習部門，5-9頁

高田和文（2005）「大学におけるイタリア語教育の現状と第二外国語学習の意義について」『静岡文化芸術大学研究紀要』6，静岡文化芸術大学，1-9頁

武田修志（2005）「大学における初習外国語教育の意義について——ドイツ語科目を例にして」『鳥取大学大学教育総合センター紀要』2，鳥取大学大学教育総合センター，1-7頁

田中幸子（2014）「ICTを融合的に用いた英語授業：ICT使用のタスクベースの授業（ICTを活用した教育・学習/一般）」『日本教育工学会研究報告集』14(2)，日本教育工学会，41-44頁

田中慎也（2003）「大学『外国語教育』と『大学外国語』教育」『産研通信』第56号，桜美林大学産業研究所，23-25頁。

田畑義之（1997）「初習外国語教育の新しい視点—改善のために何ができる」『言語文化論究』8，九州大学言語文化部，23-34頁

大学基準協会編（1947a）『大學基準協會會報』第2号，1947年5月5日刊行，大学基準協会。

大学基準協会編（1947b）『「大學基準」及びその解説』大学基準協会資料第一号，1947年12月刊行，大学基準協会。

大学基準協会編（1948a）『「大學基準」及びその解説』大学基準協会資料第二号，1948年2月刊行，大学基準協会。

大学基準協会編（1948b）『大學基準協會會報』第3号，1948年11月10日刊行，大学基準協会。

大学基準協会編（1949a）『大學に於ける一般教育』（一般教育研究委員会中間報告）大学基準協会資料第六号，1949年7月刊行，大学基準協会。

大学基準協会編（1949b）『大學基準協會定款・大學基準・大学院基準』大学基準協会資料第七号，1949年11月刊行，大学基準協会。

大学基準協会編（1950a）『大學基準協會會報』第5号，1950年5月25日刊行，大学基準協会。

大学基準協会編（1950b）『「大學基準」及びその解説 改訂版』大学基準協会資料第八号，1950年7月刊行，大学基準協会。

大学基準協会編（1950c）『大學に於ける一般教育』（一般教育研究委員会第二次中間報告）大学基準協会資料第九号，1950年8月刊行，大学基準協会。

大学基準協会編（1950d）『大學基準協會會報』第6号，1950年10月5日刊行，大学基準協会。

大学基準協会編（1951）『大學に於ける一般教育』（最終報告）大学基準協会資料第十号，1950年9

- 月刊行，大学基準協会。
- 大学基準協会編（1953a）『大学教育における分科教育基準』大学基準協会資料第十二号，1953年5月刊行，大学基準協会。
- 大学基準協会編（1954）『大學基準協會會報』第20号，1954年5月20日刊行，大学基準協会。
- 壇辻正剛（2011）「共通教育における ICT 支援の外国語教育と発音指導（オーガナイズドセッション1，聴覚・音声・言語とその障害/一般）」『電子情報通信学会技術研究報告・SP，音声110(452)』一般社団法人電子情報通信学会，1-6頁。
- 土持ゲーリー法一（2006）『戦後日本の高等教育改革政策』玉川大学出版部。
- 寺崎昌男（1980）「戦後日本における一般教育理解—その変遷と問題」『一般教育学会誌』第2号，一般教育学会，17-22頁。
- 寺崎昌男（2011）「戦後大学と教養教育の模索」『大学の学び：教育内容と方法』玉川大学出版部，21-34頁。
- 友松芳郎・杉山逸男（2003）「『“一般教育”概念の確立をめざして』の司会として」『一般教育学会誌』第2号，一般教育学会，31-34頁。
- 茂木淳子（2014）「外国語活動における ICT の活用とその効果」『教育実践研究』24，上越教育大学学校教育実践研究センター，2頁。
- 山取清（2005）「第二外国語教育の現状と未来」『語学教育部ジャーナル』1，近畿大学語学教育部，77-89頁。
- 横山友里（2018）「初修外国語としてのスペイン語教育の意義と展望」『立命館高等教育研究』第17号，立命館大学教育開発推進機構，183-197頁。
- 吉田文（2013）『大学と教養教育—戦後日本における模索』岩波書店。

## **How were Foreign Language Courses Excluded from General Education Curriculum in Post-war Reforms: A Study on the Transition of the Discourses inside JUAA**

Yizhou FAN\*

This study focuses on the sudden exclusion of foreign languages from the General Education curriculum that occurred in 1950, according to the wishes of the Japan University Assurance Association (JUAA). The study seeks to investigate the cause of this change, and clarify its background: a change in attitudes towards foreign language courses and the general education curriculum.

For this purpose, a historical approach is applied to the discourses prevalent inside JUAA from 1947 to 1951. Analyzing who takes part in the discussion, the transition of discourses inside JUAA can be divided into three periods: the first, before Oct. of 1947, when there was still only the Committee for University standards inside JUAA; the second, from Oct. of 1947 to Feb. of 1948, when all matters about curricula were separately discussed by committees for each major subject; and the third, after Feb. of 1948, when the Committee for General Education was established and came to take charge of all discussions on General Education.

Through this division, I find that there was a strong relationship between the results of a discussion and the objective of the discussion. Thus, the establishment of the Committee for General Education can begin to explain why Foreign Language courses were excluded so suddenly. Moreover, by analyzing the discourse of the Committee for General Education, it is obvious that foreign language courses were excluded in order to ensure the structure of general education curriculum be precisely balanced between “Nature Science,” “Social Science,” and “Humanity.”

---

\* Doctoral Student, Graduate School of Education, Hiroshima University